

ふるさと納税を活用した骨髄ドナー支援金について

堺市では、骨髄移植を必要とする白血病等の患者を一人でも多く救うために、ふるさと納税による寄附金を活用した骨髄ドナー支援事業を実施しています。

支援金対象者

次のすべてに該当する方

- 1 1年以内に日本骨髄バンクを介して骨髄等を提供した方のうち、提供日時点で堺市に住所を有している方
- 2 ほかの自治体等が実施する同種同類の奨励金等を受けていない方
- 3 ドナー休暇制度を有する企業・団体等に属していない方



ドナー支援事業
ホームページ

助成金額

◎ 通院1日当たり 5,000円 ◎ 入院1日当たり 20,000円 ※上限額140,000円

申請方法

支援金交付を受ける方は、骨髄等を提供した日から1年以内に堺市骨髄ドナー支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に下記書類1から3を添えて保健医療課へ提出してください。

1. 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類
2. 骨髄等の提供に係る通院（面談を含む。）又は入院をした日が分かる書類
3. その他市長が必要と認める書類

申請書類



ドナー支援金交付申請書
兼請求書(pdf)



ドナー支援金交付申請書
兼請求書(word)



堺市 健康福祉局 健康部保健所 保健医療課

堺市堺区南瓦町3番1号 本館6階
電話 072(228)7582
FAX 072(222)1406
hoi@city.sakai.lg.jp

